

津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金交付要綱

平成 23 年 7 月 7 日訓第 41 号

改正 平成 26 年 8 月 6 日訓第 73 号
平成 29 年 3 月 31 日訓第 55 号
平成 29 年 7 月 7 日訓第 72 号
令和 5 年 3 月 29 日訓第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家情報バンク（津市空き家情報バンク実施要綱（平成 29 年津市訓第 70 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定する空き家情報バンクをいう。以下同じ。）を利用して美杉地域の空き家を購入した者に対し、当該空き家の改修に当たる経費の一部を補助することにより、空き家情報バンクの利用促進並びに美杉地域への移住及び同地域での交流を推進するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第 2 条第 1 号に規定する空き家をいう。
- (2) 改修工事 空き家の浴室、トイレ、炊事場等の水回りに係る工事をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、空き家情報バンクを利用して美杉地域の空き家を購入した者（空き家を購入した日から 1 年以内に補助金の交付申請を行う者に限る。）のうち、当該空き家に概ね 10 年以上定住又は二地域居住をするために、改修工事を行う者に対して補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金は、直系血族、配偶者及び 3 親等内の親族間において同項に規定する空き家に係る売買契約を締結した者に対して

は、交付しないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金は、改修工事に要した費用に2分の1を乗じて得た額（当該額が、50万円を超えるときは、50万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（添付書類）

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 空き家の購入に係る売買契約書の写し
- (2) 改修工事計画書（改修工事の概要が分かるもの）
- (3) 改修工事見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、改修工事に着手する10日前とする。

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、改修工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 改修工事契約書及び改修工事代金の領収書の写し
- (2) 改修工事施工中及び改修工事完了時の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（財産の処分制限）

第9条 規則第17条ただし書の市長が定める期日とは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10年を経過した日とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成23年7月8日から施行し、同年4月1日以後に実施した

改修工事について適用する。

（交付申請期限の特例）

- 2 平成23年4月1日からこの訓の施行の日（以下「施行日」という。）までに実施した改修工事に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、第7条の規定にかかわらず、同年8月31日とする。

（実績の報告の特例）

- 3 平成23年4月1日から施行日までに完了した改修工事に係る規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、第8条の規定にかかわらず、同年8月31日までに行わなければならない。

附 則（平成26年8月6日訓第73号）

この訓は、平成26年8月8日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓第55号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。

（交付申請の期限の特例）

- 2 平成28年5月1日前に空き家を購入した者（改修工事に着手していない者に限る。）に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、改正後の津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第6条の規定にかかわらず、平成29年4月30日とする。

（経過措置）

- 3 新要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月7日訓第72号）

この訓は、平成29年7月11日から施行する。

附 則（令和5年3月29日訓第21号）

- 1 この訓は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。